



広報

なかやま

まなざしの奥にある誓い

春から新たな第一歩
ご卒業・ご卒園おめでとうございます
(26ページに関連記事)

2021

4

令和3年

No.799

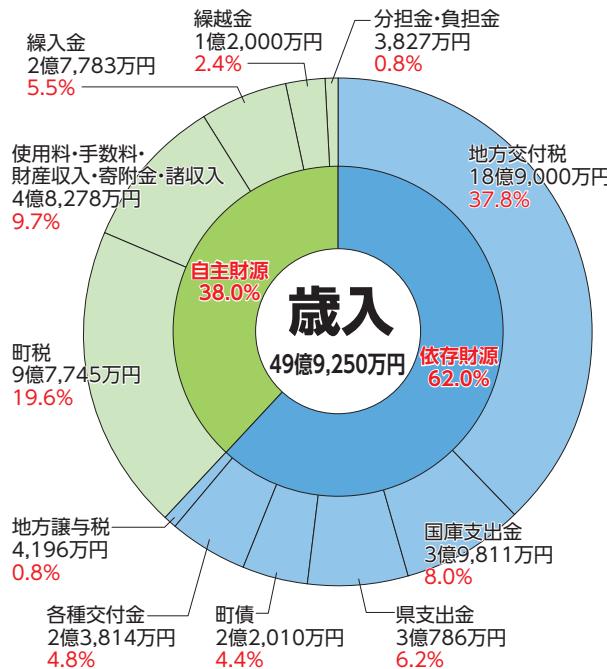
令和3年度一般会計歳入歳出総額

49億9,250万円

令和
3年
度

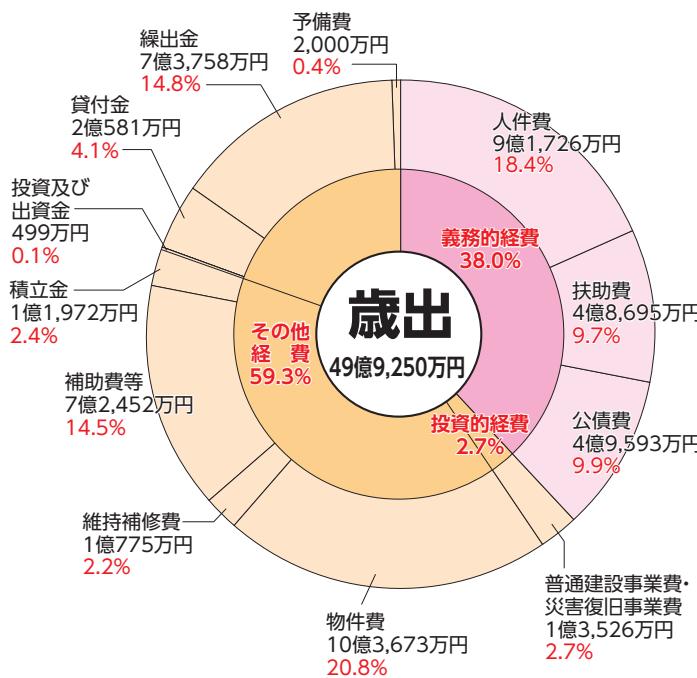
当
初
予
算

歳入の状況（一般会計）



依存財源…地方交付税や地方債など、国などの決定に基づいて交付されたり借りたりするお金
自主財源…町税など町が確保できるお金

歳出の性質別分類の状況



※四捨五入のため、総計が100%にならない場合があります。

用語解説（歳入）

地方交付税：地方自治体の税の収入格差をなくし、サービス水準を一定に保つため、国が集めた税金を市町村の規模に応じて交付されるお金。

国・県支出金：特定の事業を行うため、国や県から交付されるお金。

町債：事業を実施するために、町が銀行などから借りるお金。

町税：町民の皆さんや町内に事業所を持つ事業所などに納めていただくお金。町民税、固定資産税、軽自動車税などがあります。

用語解説（歳出）

人件費：町職員、町長、副町長、町議会議員などの給料や報酬。

扶助費：生活に困っている方や、高齢者などの生活を守るお金。

公債費：借りたお金（町債）を返すためのお金。

物件費：電話、郵送などの通信運搬費や消耗品などを買うお金。

維持補修費：町の施設や車の維持・管理に使うお金。

普通建設事業費：公共施設の建設や整備に使われるお金。

積立金：ふるさと応援基金など、各種基金への積立金。

繰出金：特別会計の収入を補うためのお金。

令和3年度 当初予算

●各会計予算規模

| 区分 | | 令和3年度 | 令和2年度 | 増減額 | 増減率 |
|------|-------------|------------|------------|----------|--------|
| 一般会計 | | 49億9,250万円 | 50億9,500万円 | △1億250万円 | △2.01% |
| 特別会計 | 国民健康保険特別会計 | 12億1,171万円 | 12億1,071万円 | 100万円 | 0.01% |
| | 後期高齢者医療特別会計 | 1億4,902万円 | 1億4,402万円 | 500万円 | 3.47% |
| | 介護保険特別会計 | 13億526万円 | 12億7,985万円 | 2,541万円 | 1.99% |
| | 農業集落排水特別会計 | 5,629万円 | 5,735万円 | △106万円 | △1.85% |
| | 公共下水道事業特別会計 | 5億226万円 | 5億1,362万円 | △1,136万円 | △2.21% |
| | 小計 | 32億2,454万円 | 32億555万円 | 1,899万円 | 0.59% |
| 合計 | | 82億1,704万円 | 83億55万円 | △8,351万円 | △1.0% |

●町税の内訳

| 区分 | 令和3年度 | 令和2年度 | 増減額 | 増減率 |
|--------|-----------|------------|----------|---------|
| 町税 | 4億4,935万円 | 4億6,689万円 | △1,754万円 | △3.76% |
| 固定資産税 | 4億2,129万円 | 4億2,756万円 | △627万円 | △1.46% |
| 軽自動車税 | 4,063万円 | 4,213万円 | △150万円 | △4.48% |
| 旧法による税 | 28万円 | 41万円 | △13万円 | △3.56% |
| 町たばこ税 | 5,054万円 | 5,740万円 | △686万円 | △11.95% |
| 入湯税 | 1,536万円 | 2,169万円 | △633万円 | △29.18% |
| 合計 | 9億7,745万円 | 10億1,608万円 | △3,863万円 | △3.80% |

【参考】 当初提出の令和3年度一般会計予算案は、町議会3月定例会の否決を受けて、以下の見直しを行いました。

| 歳入 (単位 :: 千円) | 歳入の名称 | 修正後 | 修正前 | 増減 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | |
| 町有土地建物使用料 | 347 | 380 | △33 | |
| 旧柏倉家住宅使用料 | 2,062 | 3,062 | △1,000 | |
| 地方創生推進交付金 | 7,202 | 20,347 | △13,145 | |
| 重要文化財修理・防災・公開活用事業費補助金 | 0 | 7,871 | △7,871 | |
| 企業版ふるさと寄附金 | 7,000 | 10,000 | △3,000 | |
| 財政調整基金繰入金 | 117,000 | 145,000 | △28,000 | |
| ふるさと応援基金繰入金 | 115,639 | 123,000 | △7,361 | |
| ひまわり温泉整備基金繰入金 | 19,373 | 18,463 | 910 | |
| 小計 | | | | △59,500 |

| 歳出 (単位 :: 千円) | 事業等名称 | 修正後 | 修正前 | 増減 |
|------------------------|--------|--------|---------|---------|
| | | | | |
| 中山町新生児特別給付金給付事業 | 7,006 | 1,006 | 6,000 | |
| スポーツによる健康づくり事業 | 13,462 | 18,268 | △4,806 | |
| 6次産業化施設管理運営事業 | 0 | 2,036 | △2,036 | |
| 足湯改修工事(ひまわり温泉管理運営事業) | 910 | 0 | 910 | |
| 日本三大芋煮連絡協議会負担金(物産振興事業) | 1,500 | 2,500 | △1,000 | |
| 柏倉家施設管理事業 | 10,000 | 10,000 | 0 | |
| 柏倉家修繕事業 | 0 | 16,942 | △16,942 | |
| 柏倉家公開事業 | 3,000 | 19,024 | △16,024 | |
| 柏倉家施設整備事業 | 0 | 25,546 | △25,546 | |
| 長期債償還利子 | 26,785 | 26,841 | △56 | |
| 小計 | | | | △59,500 |

施 策

「第6次中山町総合発展計画」を策定 令和3年度に重点的に実施する主要事業

中山町では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「第6次中山町総合発展計画」を策定しました。その中で、施策の柱を6つ掲げています。その柱ごとに、今年度の主要な事業をお知らせします。また、「第6次中山町総合発展計画」(概要版)を今月号とあわせて全戸に配布しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

安心して生活できる子育てと福祉のまちづくり

- 新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施【新規】
- 幼小連携支援員の設置【新規】
- 言語聴覚士による子どもの言語発達に関する相談体制の整備【新規】
- なかやま保育園への防犯機器・照明器具等の設置・更新【継続(拡充)】
- 豊田地区放課後児童クラブ施設の改修及び受入児童数の増【継続(拡充)】
- 新生児給付金の対象を令和3年度出生児まで拡大【継続(拡充)】
- 各種健診事業等の実施【継続】
- スポーツによる健康づくり事業の実施【継続】
- 18歳に到達する年の年度末までの医療費自己負担経費の無料化【継続】

活気と交流を生み出す産業が成長するまちづくり

- 農作物等災害対策事業補助金の創設【新規】
- 小規模事業者持続化補助金の創設【新規】
- 町特産品を使った新商品(試作品)の開発支援に対する補助金の創設【新規】
- 認定農業者等の農業用機械導入経費等に対する支援【継続(拡充)】
- プレミアム付き商品券事業に対する支援【継続(拡充)】
- 需給に応じた米生産、大豆等の団地形成の推進【継続】
- 学校給食における地産地消の推進【継続】
- 有害鳥獣捕獲活動者拡大支援及び免許取得者の増加と有害鳥獣駆除活動などへの参加協力支援【継続】
- 芋煮会発祥の地としての中山町のPR及び誘客を推進する事業の展開【継続】

自然環境と共生した安全に生活できるまちづくり

- 町防災の総合的な計画である地域防災計画の改訂【新規】
- 災害情報をより確実に伝達するため、一人暮らし高齢者等に防災行政無線の戸別受信機を貸与【新規】
- 防災・減災に資する「田んぼダム」事業の推進【新規】
- 高取山ハイキングコースの補修【新規】
- 資源回収や太陽光発電設備導入への支援【継続】
- ごみ減量と適切な処理の実施【継続】

健康で心豊かな人を育むまちづくり

- 中学生英検受講補助金の創設【新規】
- 学校を核としながら地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「コミュニティスクール」の長崎小学校への導入【継続(拡充)】
- 特別支援教育支援員の増員【継続(拡充)】
- タブレットPCやデジタル教科書の導入など、小中学校の教育ICT環境に係る教材・教具等を整備【継続】
- 旧柏倉家住宅の適正管理・公開【継続】
- 関係団体と連携した「チャレンジデー」の実施【継続】
- 日本体育大学との連携事業を通じ、スポーツに親しみやすい環境づくりを推進【継続】

利便性が高く快適に生活できるまちづくり

- 公共施設総合管理計画の改訂【新規】
- 町営バス運行体制の見直し【新規】
- 定住促進・住宅取得支援補助金の創設【新規】
- 空き家現況確認の実施・データ作成【新規】
- 空き家等対策計画に基づく空き家の適正管理・利活用促進【継続】
- 老朽化した橋梁の補修・補強工事を実施【継続】
- 木造住宅の質(耐震化・省エネ・バリアフリー)の向上と県産木材の利用拡大のため補助金交付【継続】
- 地域おこし協力隊による地域活性化、文化産業振興の推進【継続】

人と人とがつながる協働によるまちづくり

- 町の魅力の発見と発信、シティプロモーションの取組みとして新たな町勢要覧を作成【新規】
- 子どもにもわかりやすい総合発展計画のパンフレットを作成【新規】
- 魅力の高い特産品情報を発信し、返礼品の充実に努め、ふるさと納税制度の利用を促進【継続】
- 「まちづくり推進事業補助金」や「やってみべ活動支援補助金」の活用による地域コミュニティの活性化【継続】
- 未来創造ミーティング・地区要望会の開催【継続】

町議会

町議会の3月定例会が3月3日から12日までの日程で開催され、令和2年度一般会計補正予算・特別会計補正予算、令和3年度一般会計予算・特別会計予算等について審議されました。令和3年度の一般会計予算以外の議案については、下記のように可決されました。

一般会計予算については、修正の上、再提出され、3月23日に開催された臨時議会で審議、可決されました。(2~3ページ)

1. 令和2年度一般会計補正予算（第14号）（第15号）（第16号）（第17号）

| 区分 | 補正額 | 補正後の予算額 | 主な補正の内容 |
|------|------------|--------------|---|
| 第14号 | 3,000万円 | 71億39万1千円 | 除雪委託料として |
| 第15号 | 1,135万4千円 | 71億1,174万5千円 | 新型コロナワクチン接種体制整備事業(体制整備用備品購入費等)として |
| 第16号 | △2,665万6千円 | 70億8,508万9千円 | 【歳入】町たばこ税△294万9千円、入湯税△661万1千円、地方消費税交付金1,360万3千円、国庫支出金6,315万6千円 等 【歳出】議会費（費用弁償等）△342万7千円、総務費（特別定額給付金事業等）△1,520万7千円、民生費（児童措置費等）△881万5千円、衛生費（山形環境事務組合負担金減額等）△2,336万3千円、商工費（新型コロナ対策中山町商品券事業等）6,863万4千円、土木費（災害被災住宅補修工事補助金等）△4,722万2千円、消防費（消防事務委託料等）△1,025万8千円、教育費（小学校施設工事費等）3,673万7千円 等 |
| 第17号 | 100万円 | 70億8,608万9千円 | 新型コロナワクチン接種体制整備事業（システム改修委託料）として |

2. 令和2年度特別会計補正予算

令和2年度特別会計補正予算について、次のとおり可決されました。

| | 補正額 | 補正後の予算額 | 主な歳出補正の内容 |
|-------------|------------|--------------|--------------------------|
| 国 民 健 康 保 険 | △6,391万6千円 | 11億8,235万1千円 | 一般被保険者療養給付費の減額 |
| 後期高齢者医療 | 691万3千円 | 1億5,337万3千円 | 保険料収納見込額の増額／保険基盤安定繰入金の確定 |
| 介 護 保 険 | 6万3千円 | 13億468万5千円 | 介護予防サービス給付費の不足見込額の組み替え |
| 農 業 集 落 排 水 | △48万9千円 | 5,686万円 | 地方公営企業法適用基本計画策定業務委託料の請差 |
| 公共下水道事業 | 732万9千円 | 5億2,605万6千円 | ストックマネジメント実施方針策定業務委託料の増額 |

3. 条例の制定・設定

- 特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
⇒町長、副町長及び教育長の給料月額における減額措置期間の延長並びに予防接種健康被害調査委員会委員の報酬日額について、医師報酬日額の例に合わせて見直す必要があるため。
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
⇒一般職の職員の管理職手当及び住居手当に関し必要な改訂を行うため。
- 中山町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
⇒中山町中央公民館の事務室の一部を研修室として供用拡大することから、関係する条例の整備を図る必要があるため。
- 中山町立児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
⇒令和3年4月1日から豊田地区農業集落多目的集会施設を、豊田地区放課後児童クラブとして児童福祉施設に用途変更するため。
- 中山町立長崎地区放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
⇒長崎地区放課後児童クラブ及び豊田地区放課後児童クラブの設置及び運営に関する事項の統一を図るため。
- 中山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
⇒第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料の額を改定するため。
- 中山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
⇒国の省令が改正されたことに伴い、虐待の防止のための措置の義務付け、業務継続計画の策定等の義務付け、感染症の予防及びまん延の防止のための措置の義務付けなどの規定を加えるため。

- 中山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
⇒指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴うもの。
- 中山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
⇒指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴うもの。
- 中山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
⇒指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）の改正に伴うもの。
- 中山町農村基盤総合整備事業分担徴収条例の一部を改正する条例の制定について
⇒令和3年4月1日から豊田地区農業集落多目的集会施設を廃止するため。
- 中山町情報・物産館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について
⇒中山町情報・物産館を廃止するため。
- 中山勤労文化センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について
⇒中山勤労文化センターを廃止するため。
- 中山町中小企業緊急災害対策利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について
⇒新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者を支援するための利子補給に必要な経費の財源に充てることを目的として、中山町中小企業緊急災害対策利子補給基金を創設するため。
- 中山町信用保証料補給基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について
⇒新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者を支援するための信用保証料補給に必要な経費の財源に充てることを目的として、中山町信用保証料補給基金を創設するため。
- 中山町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
⇒常任委員の辞任に関して、議会運営委員及び特別委員と同様の規定とするため。

4. 計画の策定

- 第6次中山町総合計画の策定について
⇒総合的かつ計画的な町政運営を図り、もって町民の福祉の向上と住みよいまちづくりを推進するため、総合計画を策定するもの。

5. 路線の認定

- 中山町道路線の廃止及び認定について
⇒道路網の整備充実を図るために、小塩金沢線を廃止し、区域を変更するとともに路線名を柳沢金沢線に変更して再度認定するもの。また、柳沢小塩線・柳町あおば線を町道として管理するため認定するもの。

6. 中山町副町長の選任について

中山町副町長に秋葉秀出男氏（落合）を再任することに同意を受けました。

7. 中山町教育委員会委員の任命について

中山町教育委員会委員の森谷憲一氏の辞職に伴い、後任者として大津俊則氏（柳沢）を任命することに同意を受けました。

西部工業団地に移設 (有)ピーシー・コックセンター

町土地開発公社が分譲している「なかやま西部工業団地」に、有限会社ピーシー・コックセンター（代表取締役 安達俊男）が山形営業所を移設することとなったため、3月24日に契約調印式が行われました。

有限会社ピーシー・コックセンターは、一般貨物事業や納品代行業、部品在庫管理などの運送業を手がける会社です。



中山町スポーツ文化表彰式

3月20日、大会などで優秀な成績を収めた方や、スポーツや芸術文化の振興に貢献された方を表彰する「スポーツ文化表彰式」が中央公民館で開催されました。令和2年度はスポーツ部門13名、文化部門1名に殊勲賞が贈られました。表彰式では佐藤町長から表彰状と副賞が贈られ、受賞者へ激励の言葉を贈りました。



【殊勲賞】

▼陸上

鈴木 柏倉 四季
はるな はるな

▼サッカー

大津 飛雅
ひゅうが

▼柔道

細谷 怜未
れみ

▼硬式テニス

斎藤 優衣
わい

▼ソフトテニス

今井 高橋
泰成 遥
はるか はるか

▼読書感想画

石橋 唯愛
ゆいあ

佐竹 翌
あつ

今田 寛花
ひろか

※写真には代理で出席した方も含まれます。

令和2年度村山地域農林水産業若者賞

村山総合支庁（松田義彦支庁長）が、村山地域の農林水産業分野で活躍する若者の優れた功績や、地域の課題解決に向けた地道な取り組みを行った方を表彰する「村山地域農林水産業若者賞受賞者表彰式」が、3月3日に村山総合支庁で行われました。中山町からは西村山地方森林組合に勤めている白田豊さん（岡）が表彰されました。

白田さんは、平成29年にフォレストリーダー（現場管理責任者）の資格を取得し、林業現場の管理責任者として活躍しているほか、学生の職場体験でも講師を務め、林業の魅力を伝えています。今回の表彰を受けて「高齢化が進み、管理の行き届かない山が増えている中、自分たちがしっかりと手入れをして、きれいな山に戻していきたい。緑豊かな山形県を目指していきたい」と決意を新たにしていました。



受賞おめでとうございます

中山町 新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ

町では、新型コロナウイルスワクチン接種の開始に向けて準備を進めています。接種にあたっての予約方法などについては、町公式ホームページに掲載するほか、今後のお知らせ版等で随時お知らせする予定です。また、接種券に同封のチラシでもご案内しています。

接種回数

間隔を開けて同じワクチンを2回接種します。現在承認を受けているファイザー社のワクチンは、3週間以上の間隔をあける必要があります。



接種の対象者・接種順位

ワクチンの供給は徐々に行われるため、国が決めた接種順位に基づき、接種を行います。

| 順位 | 対象者 | 接種券の発送について | 接種開始時期 |
|----|------------------------------------|---------------------------------|-------------|
| 1 | 医療従事者 | 県より送付されています | 既に開始されています |
| 2 | 高齢者（65歳以上の方） ※昭和32年4月1日以前に生まれた方 | 発送済（4月上旬までに届いていない場合はお問い合わせください） | 4月26日より開始予定 |
| 3 | 高齢者以外で基礎疾患有する方 高齢者施設等で従事されている方 | 未定 | 未定 |
| 4 | それ以外の方 | 未定 | 未定 |

接種会場

集団接種：保健福祉センター（5月1日～接種開始）

個別接種：秋葉医院、中山診療所、服部内科胃腸科医院、たかはし元気クリニック
(4月26日～接種開始)

※曜日や時間帯などの詳細は、接種券に同封のチラシをご覧ください。

ワクチンは原則、住所地（住民票のある市町村）で受けます

やむを得ない事情があり、住民票所在地以外で接種を受ける場合は、原則、接種を行う医療機関等が所在する市町村への届出（住所地外接種届の提出）が必要です。市町村窓口での申請のほか、郵送やWEB申請（厚労省が設けるWEBサイトからの申請）にも対応する予定です（開始時期は未定）。ただし、下表(5)～(8)に該当する方は接種時の申告等により事前の届出を省略することができます。

| やむを得ない事情により、町外での接種が認められる方の例 | |
|------------------------------------|----------------------------|
| (1) 出産のために里帰りしている妊娠婦 | (5) 町外の施設等に入院・入所中の方 |
| (2) 遠隔地へ下宿している学生 | (6) 基礎疾患有する方が主治医のもとで接種する場合 |
| (3) DV、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者 | (7) 災害による被害にあった方 |
| (4) 単身赴任者 等 | (8) 勾留や留置されている者、受刑者 等 |

(1)～(4)の方は申請が必要です。申請は、住所地外接種者が接種を受けることができる期間となります。

【参考：基礎疾患有する方とは】

① 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- 1. 慢性の呼吸器の病気 2. 慢性的の心臓病（高血圧を含む） 3. 慢性的の腎臓病
- 4. 慢性的の肝臓病（脂肪肝や慢性肝炎を除く）
- 5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 6. 血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く） 7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
- 8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている 9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障がい等） 11. 染色体異常
- 12. 重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態） 13. 睡眠時無呼吸症候群
- 14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障がい（療育手帳を所持している場合）

② 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

**予約方法 町内の医療機関で受ける方・集団接種で受ける方 ともに
町へ予約する必要があります！**



予約方法は3通り

ただし、当初のワクチン供給が限定的であるため、4月7日時点で、予約受付を一時休止し、予約希望の仮受付のみ行っています。再開・再休止の場合は、防災無線（インフォカナル）および町公式ホームページにてご案内します。

ワクチンは順次供給されますので、安心してお待ちください。

①電話（中山町予約受付センター）

☎0120-567-339 (9:00~17:00、土・日・祝日除く)

②インターネット

右のQRコードを読み取るか、町公式ホームページから予約フォームに入ってください。



③保健福祉センターへ来所 (9:00~17:00、土・日・祝日除く)

※来所される方は、事前に 健康福祉課健康づくりG（☎662-2836）へご連絡ください。

接種の流れ（予定）

密を避けるため、予約時間を守ってお越しください。

①受付・本人確認

…接種券と身分証等の確認を行います。

②予診票確認・体温測定

…予診票の記入漏れがないか、副反応のリスクはないかなどを確認します。

③予診

…接種を受けられるか医師が判断します。

④接種

…スムーズに接種できるよう、すぐに肩を出せる服装での来所にご協力ください。

⑤経過観察（15～30分）

…15分程度（過去に重いアレルギー反応を起こしたことがある方は30分）待機。

(集団接種の場合、接種会場で2回目の予約ができます。個別接種の場合は1回目終了後にコールセンター等で2回目を予約してください。)

接種当日の持ち物 (集団接種・個別接種ともに同じです)

①接種券 ②予診票

③本人確認書類

(運転免許証、健康保険証等)

予診票(イメージ)

記入して接種会場へお持ちください。

予診票は
接種同意の
署名も
忘れずに！

新型コロナウィルスワクチン接種に関する相談・お問い合わせ先

健康福祉課 健康づくりG ☎662-2836、FAX662-2065 (8:30~17:15、土・日・祝日除く)

県ワクチンコールセンター ☎0120-567-690 (8:30~18:00、土・日・祝日除く)

厚生労働省ワクチンコールセンター ☎0120-761-770 (9:00~21:00、土・日・祝日除く)

(8～9ページに記載の内容は4月7日時点の情報であり、今後変更となる場合があります)

住み慣れた地域で暮らし続ける まちづくりに向けて

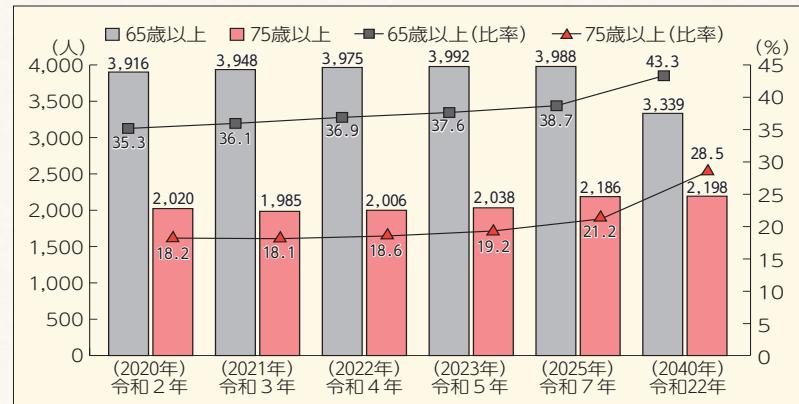
— 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画がスタートしました —

町では、「中山町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3（2021）年度～5（2023）年度）」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の体制整備を目指していきます。



中山町の高齢者の現状と推計

中山町の人口は、今後も減少傾向が続く一方、65歳以上の高齢者（第1号被保険者）は増加傾向にあります。今後、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える令和7年（2025年）には、高齢者人口3,988人で高齢化率38.7%になると見込まれます。



また、一人暮らしや高齢者夫婦など高齢者のみで構成される世帯の増加も見込まれます。

今後、高齢者の中でも75歳以上が増加するため、介護サービスの需要の増加が見込まれており、これに伴う介護給付費の増加が見込まれ、負担可能な介護保険料の水準や、制度の持続性が課題となっています。

介護保険料が変わります

介護保険制度では、介護サービスを提供するのにかかる費用のうち、23%を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料で賄うことになっています。保険料は、今後3年間でどのようなサービスがどれくらい必要になるかを判断して3年ごとに見直すことになっています。

— 第8期介護保険料の基準月額は5,900円となります —

基準月額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

第8期の基準月額は5,900円となり、第7期の5,800円と比較して月額100円の増額となります。介護保険料が増額となった主な理由は、介護サービスの利用者の増加により介護給付費等の増加が見込まれることや、介護報酬の改定等により介護保険事業費の増加が見込まれることがあげられます。

【基準額計算式】

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{中山町で必要な介護サービスの費用}}{\times 65歳以上の方の負担割合(23\%)} \div \frac{\text{中山町の65歳以上の方の人数}}{- \text{基金の充当等}}$$

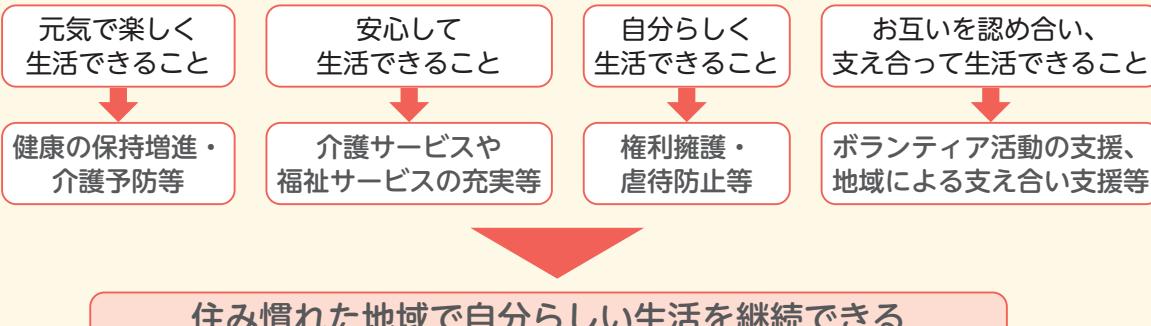
「中山町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」は、健康福祉課で閲覧ができます。
また、町公式ホームページでもご覧いただけます。

※お問い合わせ先 健康福祉課介護支援G (☎ 662-2456)



令和7年（2025年）・令和22年（2040年）を見据えた施策展開

基本姿勢と取組みの方向



計画における施策体系

基本目標Ⅰ：みんなで進める地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり
- ・在宅医療／介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援体制整備事業の推進
- ・高齢者の居住安定に係る施策との連携

基本目標Ⅱ：元気でいきいきと暮らせるまち

- ・高齢者の健康維持と介護予防支援
- ・一般介護予防の推進
- ・高齢者の積極的な社会参加と生活支援

基本目標Ⅲ：地域の支え合いの中で暮らせるまち

- ・高齢者福祉事業の提供
- ・介護予防／生活支援サービス事業の提供
- ・地域包括支援センターの機能強化
- など

基本目標Ⅳ：安心できる持続可能な介護保険事業の運営

- ・保険者機能の強化

4月から65歳以上の方の

【介護保険料段階表（第7期⇒第8期）】

| 第7期 (平成30～令和2年度) | |
|---------------------|------------------------|
| 所得段階 | 保険料年額 (月額) |
| 第1段階 | 20,880円 (1,740円/月) |
| 第2段階 | 34,800円 (2,900円/月) |
| 第3段階 | 48,720円 (4,060円/月) |
| 第4段階 | 62,640円 (5,220円/月) |
| 第5段階 | 69,600円 (5,800円/月) |
| 第6段階 | 83,520円 (6,960円/月) |
| 第7段階 | 90,480円 (7,540円/月) |
| 第8段階 | 104,400円 (8,700円/月) |
| 第9段階 | 118,320円 (9,860円/月) |

| 第8期 (令和3～5年度) | | | |
|------------------|---|-------------|-------------------------|
| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 保険料年額 (月額) |
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人または世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 基準額 ×0.3 | 21,240円 (1,770円/月) |
| 第2段階 | 世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人 | 基準額 ×0.5 | 35,400円 (2,950円/月) |
| 第3段階 | 世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人 | 基準額 ×0.7 | 49,560円 (4,130円/月) |
| 第4段階 | 世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 基準額 ×0.9 | 63,720円 (5,310円/月) |
| 第5段階 | 世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人 | 基準額 ×1.0 | 70,800円 (5,900円/月) |
| 第6段階 | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額 ×1.2 | 84,960円 (7,080円/月) |
| 第7段階 | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 基準額 ×1.3 | 92,040円 (7,670円/月) |
| 第8段階 | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 基準額 ×1.5 | 106,200円 (8,850円/月) |
| 第9段階 | 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の人 | 基準額 ×1.7 | 120,360円 (10,030円/月) |

※第7段階～第9段階の基準となる合計所得金額が、国の省令で200万円から210万円に、300万円から320万円に引き上げられました。

○老齢福祉年金とは：一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

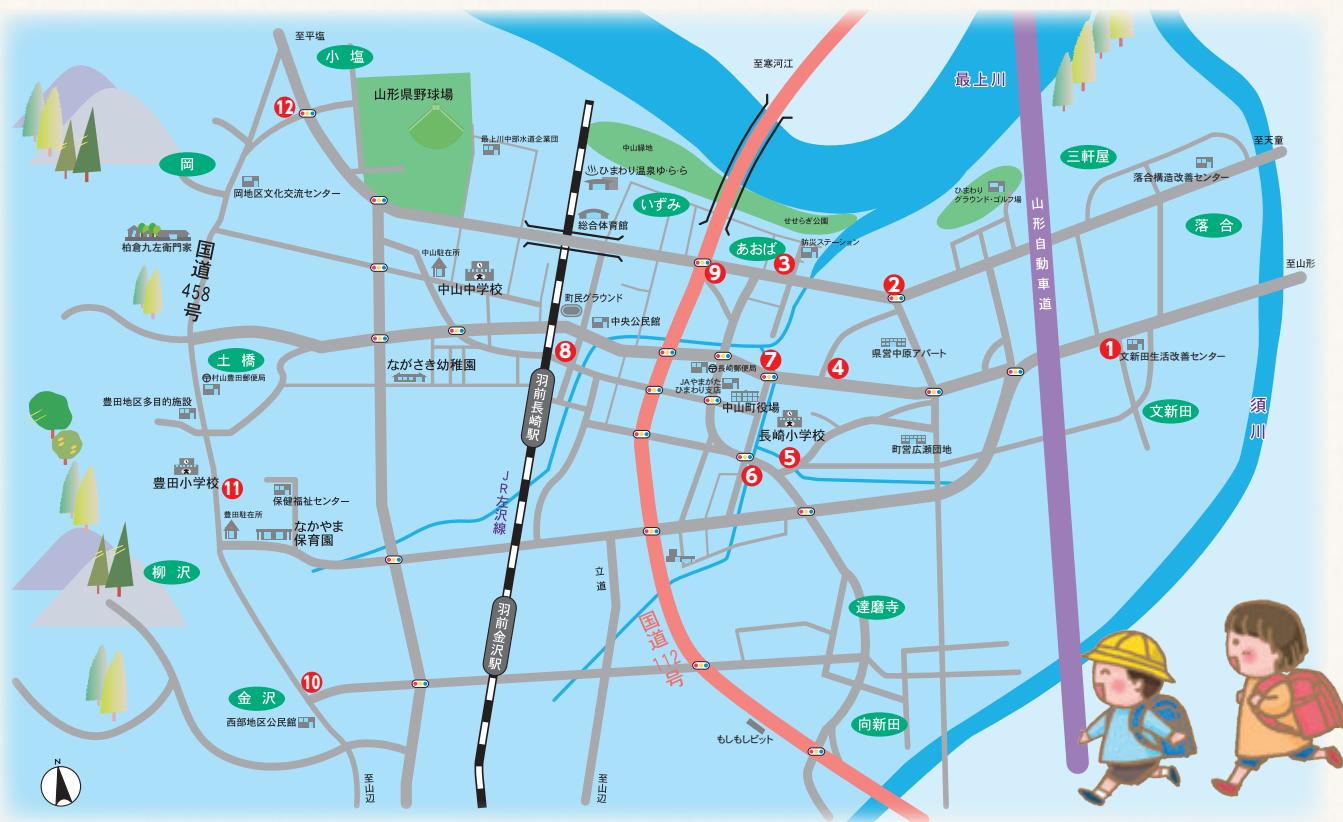
○合計所得金額とは：実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。長期譲渡所得または短期譲渡所得がある場合は、これらに係る特別控除額を控除します。また、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合は、これらの所得金額から10万円を控除します。

| | | | | | |
|-------|---------|--------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 主 統 括 | 建設課 | ◆建設整備グループ (☎662-2116) | 主 統 括 | ◆産業振興グループ (☎662-2063) | 主 任 課 長 |
| 任 檢 括 | 課 長 | 西 塔 雅 典 | 任 檢 括 | 課 長 | 高 内 英 二 |
| 田 村 | 稻 川 村 山 | 西 塔 | 農 政 專 門 員 | 井 上 栄 司 | 山 田 孝 |
| 賢 照 | 隆 央 聰 | 雅 典 | 課 付 主 任 | 川 瀬 俊 治 | 結 城 |
| | | | 主 事 | 布 施 | 後 藤 |
| | | | 主 事 | 順 次 | 佐 藤 友 里 菜 |
| | | | 任 任 | 舞 | 千 葉 真 弓 |
| | | | 任 任 | 勲 | 佐 藤 慎 悅 |
| | | | 任 任 | 孝 | 大 江 達 也 |

技師 細谷 泰介
下水道グループ (☎662-2115)
代表統括 加藤 耕一
専門員 阿部 弘
主任 鈴木 優実
事務 江口 翔平
会計室 (☎662-4123)
(兼)会計管理者(兼)会計室長 今野 修悦
専門員 須貝 恭子
主任 東海林和也
議会事務局 事務局長 高橋 昌一
主査 (☎662-4370) 武田 明久
課長(兼)中央公民館長 (兼)歴史民俗資料館長 (兼)図書館長
主任指導主任兼代表統括 主任指導主任兼代表統括
学校教育グループ (☎662-5484)
主任 浅野 样子
主査 荒木 一美

子どもたちの登下校は私たちが守ります

いよいよ学校の新学期が始まりました。入学式を終えたばかりの1年生も、お兄さん、お姉さんと一緒に通学班で登校しています。朝の通学の時間帯は、交通量がとても多くなりますが、交通事故から子どもたちを守るために活動する交通安全指導員をご紹介します。



⑩ 渡邊滋指導員 (金沢)



⑦ 罗田利夫指導員 (元町)



④ 小野正人指導員 (柳町)



① 横山洋一指導員 (文新田)



11 穂積隆雄指導員
(十橋)



8 高橋好子指導員
(梅ヶ枝町)



⑤児玉房夫指導員 (上町)



②浦山吉夫指導員 (下川)



⑫ 井上政弘指導員
(小塙)



⑨ 海出啓治指導員 (松原)



6 渡辺起一郎指導員
(三町)



③増川喜久彌指導員 (あおかわ)^{キクヒチ}



3歳児歯科検診 よい歯のお子さん



令和3年2月の3歳児歯科検診で、むし歯および要観察歯がなく、健康な歯であったお子さんは12名でしたので、紙上でご紹介いたします。

| | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 鈴木 陽芽果さん | 今田 彩月さん | 浦山 圭翔さん | 高橋 純平さん | 小野 舜さん |
| 高橋 てる瑛さん | 阿部 悠陽さん | 武田 悠雅さん | 渡邊 凌央さん | 鈴木 虹乃さん |
| 松田 直希さん | 鈴木 紗生さん | | | |



乳歯はか弱いものです

- 乳歯は、
 - ・エナメル質が薄く、柔らかい
 - ・抵抗力が弱い
 - ・知覚神経が鈍く、むし歯が進行してからでないと痛がらない
 - ・永久歯より、むし歯の進行がはやい
 - という特徴があります。

むし歯になりやすい乳歯の時期だからこそ、町の歯科検診やフッ素塗布の機会を利用して、むし歯予防や早期発見・早期治療に努めましょう。



かもしかクラブ卒業！ 交通ルール、しっかり守るよ



「ストップの約束覚えたよ」

3月21日、かもしかクラブ年長児イベント「歩行訓練および修了式」が豊田小学校と長崎小学校で開催されました。今まで勉強してきた道路にとび出さない約束『ストップの約束』をしっかりと守りながら、小学校の登下校で通る道を実際に親子で歩き、車がたくさん通る道路や見通しの悪い道路などを確認しながら学校へと歩きました。小雨が降る中での歩行訓練でしたが、子どもたちは雨具をしっかりと着用し安全に登校することができました。到着後は、警察官から一人ひとりに「かもしかクラブ修了証」が授与されました。

町民の皆さん 2年間お世話になりました

新元号が発表された日に県より派遣され、総合政策課統括を拝命してわずか2年間でしたが、自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応とともに、第6次中山町総合発展計画の策定に携わる中で、町民の皆さんから多大なご協力をいただきました。改めて感謝申し上げますとともに、この計画を礎に、町がより発展されることをご期待申し上げます。

町職員からは離れてしまいますが、一人の中山町ファンとしてこれからも足を運びますので、今後ともよろしくお願ひします。



総合政策課 政策企画グループ
高橋勝人 統括

たくさんの寄附 ありがとうございます

- 中山ロータリークラブ創立40周年を記念して中山ロータリークラブ（小松幸弘会長）から、「町小中学校の学校教育充実のために活用してください」と、中山中学校に電子黒板、長崎小学校にフープバトン・金管バンドユニフォーム・キーボードおよびアンプ、豊田小学校にワンタッチテントが寄附されました。



電子黒板はキャスター付きで、教室内だけでなく、様々な場所で使用できます。金管バンドユニフォームはこれまでの赤色から一転、さわやかな青色に変わりました



運動会を含め屋外の行事で使用されるため、日差しに強い厚い生地のワンタッチテントをいただきました

- 平成7年4月から平成16年9月まで活動していた、たんぽぽ会（よみきかせ布絵本製作サークル）から、「みんなで心を込めて一生懸命作ったので、町内の交通安全教育や幼児教育で活用してください」と、幼児交通安全教材（13作品）が寄附されました。これらの教材は、子育て支援センターへ、かもしかクラブで使用させていただく予定です。



- 令和3年3月31日に中山中学校校長を退職された大津俊則さんから、「中山中学校の教育活動で活用してください」と、中山中学校に法被（25着）が寄附されました。



- 豊田小学校後援会（武田隆良会長）から、「児童の安全確保や健康の増進、心の教育で活用してください」と、豊田小学校にCDラジオ・デジタルカメラセット・バドミントンセット・キーボード・シューズボックス・回転モップが寄附されました。



- 令和3年3月31日に長崎小学校校長を退職された渡邊斉さんから、「長崎小学校の学校教育充実のために活用してください」と、長崎小学校に五月人形伊達兜飾り（ケース付き）、陣羽織、鯉のぼりつるし飾り（ケース付き）、毛せんが寄附されました。



- 長崎小学校第6学年（石川茂光学年委員長）から、「卒業記念品として長崎小学校の学校教育充実のために活用してください」と、長崎小学校にテーブル（2台）と椅子（8脚）が寄附されました。



- 日本マクドナルド株式会社より、「子どもの連れ去り事件などが増えている中、未然に防ぐ手助けをするため、地域の防犯活動に役立ててほしい」と、長崎・豊田両小学校の新1年生に安全笛（100個）が贈られました。



- ふるさと映像残し隊（原田茂廣代表）から、町に「記録ビデオ ふるさとの四季（自然編・人々の暮らし編）」（BD・DVD）が寄附されました。この作品は、なかやまの四季折々に見られる山河や草花などの美しい風景や人々の暮らしの様子を記録し、後世に伝えることを目的に「やってみっぺ活動支援補助金」を活用して製作されたものです。ほんわ館で貸出を行いますので、ぜひご覧ください。

- 3月18日、山形県グラウンド・ゴルフ協会（鈴木春夫会長）から、特別養護老人ホーム中山ひまわり荘へ車いす8台が寄附されました。

これは県のグラウンド・ゴルフ協会が大会の賞金の一部を基金に積み、一定金額に達したときに福祉施設へ必要な物品を寄附する事業です。

今回の寄附を受けて中山ひまわり荘は「この施設も23年目になり、車いすも入れ替えの時期だったので、非常に助かりました。大切に使用させていただきます」と感謝の言葉を伝えました。



左から、黒田玲子さん（ひまわり荘）、長谷川昭さん（県協会副会長兼町協会会長）、志田健さん（町協会事務局長）

中山町歴史散策

第168話 教育の機関「郷学校」

「郷学校」とは、藩校を少し簡便化した形のもので、藩主が設立した学校のことを言います。郷学、郷校、分校などいくつかの呼び名があります。

自領のうち城下町より遠隔の地に勤務、在住する藩士の子弟を教育するための教育機関で、近村では堀田領柏倉と秋元領高檜に設けられた2つの郷学校が有名です。高檜郷学校は、長崎界隈と距離も近く、当町の若者の中にここで学んだ者もいたでしょうし、少し詳しく説明します。

明和4年（1767年）以降山形藩主として村山地方6万石を領した秋元氏は、弘化2年（1845年）上州館林に移りましたが、旧山形藩のうち大半を占める4万6千余石は秋元氏の分領として残されました。そこで高檜と漆山に陣屋を設け、高檜では貢祖の徵収を、漆山では公事裁判の業務を分担しました。しかし、両陣屋の間は1里ほどの距離であることから、領内で

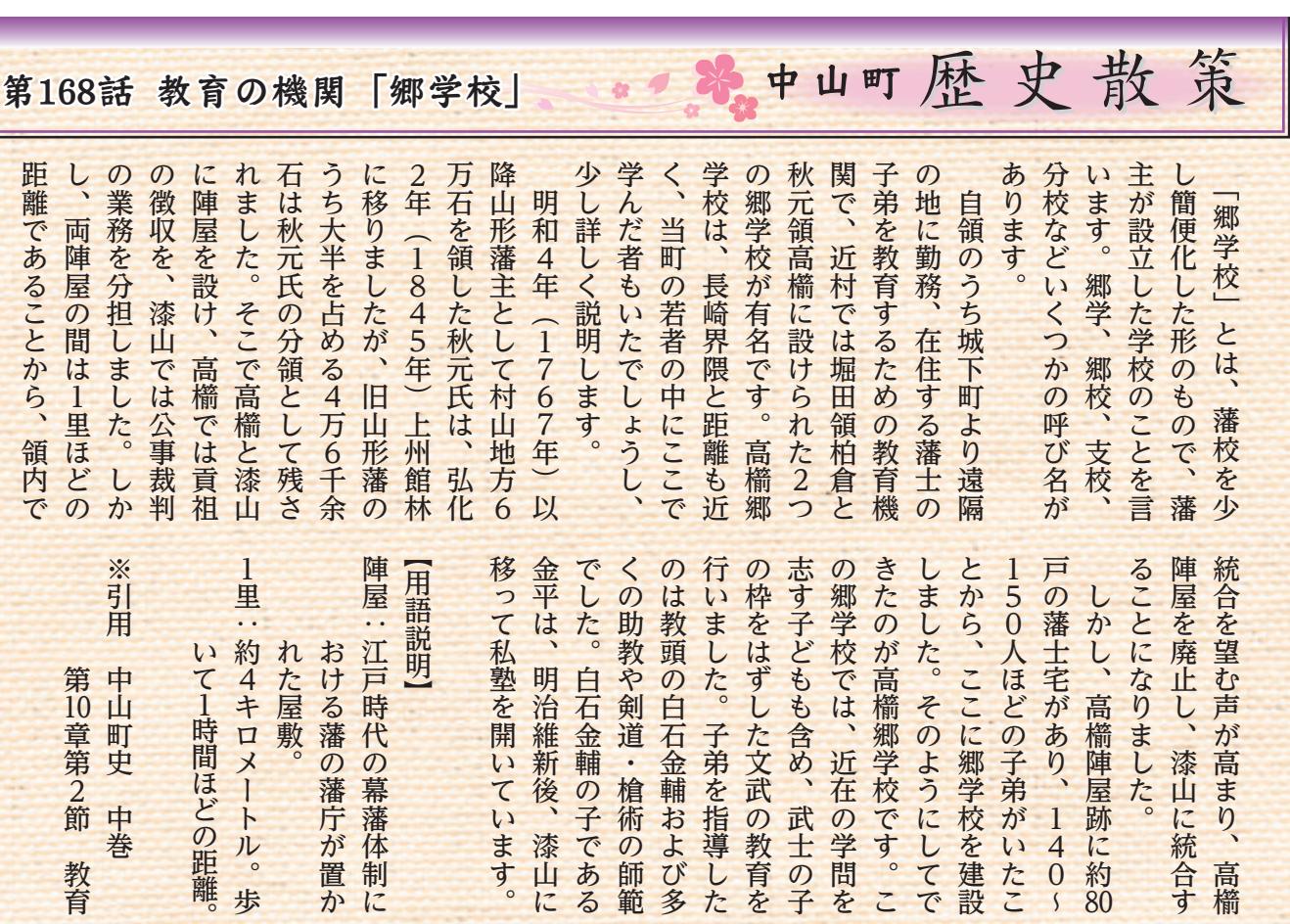
統合を望む声が高まり、高檜陣屋を廃止し、漆山に統合することになりました。

戸の藩士宅があり、140～150人ほどの子弟がいたことから、ここに郷学校を建設しました。そのようにしてできたのが高檜郷学校です。この郷学校では、近在の学問を志す子どもも含め、武士の子の枠をはずした文武の教育を行いました。子弟を指導したのは教頭の白石金輔および多くの助教や剣道・槍術の師範でした。白石金輔の子である金平は、明治維新後、漆山に移って私塾を開いています。

【用語説明】

陣屋…江戸時代の幕藩体制における藩の藩庁が置かれた屋敷。
1里…約4キロメートル。歩いて1時間ほどの距離。

※引用 中山町史 中巻
第10章第2節 教育



私たち地域おこし協力隊です！No.34

着任から早くも1年経ち、山形1年生ではなくなった協力隊の稻垣です。先輩協力隊のお2人が卒業して、これからは基本的に稻垣と伊藤でコラムをお届けしていきます。

いろいろ状況を見ながらだった1年目を挽回するためにも、今後の将来につなげるためにも、充実した2年目にしていきたいです。

先日、惣右衛門家で見学者の方から、「屋根も立派だね」という感想をいただきました。ありがとうございました。惣右衛門家の屋根は「せがい出梁造り」とされ、群馬県の草津温泉などでも見られる造りです。現代の家はどの地域も似てきていますが、民家の屋根には立地環境やお家の仕事などの影響で様々な形があります。同時に、大勢の人の目につく部分もあります。九左衛門家のような茅葺き屋根でも、かつては「見栄えが悪い」といって20年ほどで葺き替える地域もあったそうです。

そういうえば、私が初めて担当したコラムでも民家の棟についてお話ししましたね。1年経ってもネタのバリエーションが増えていませんが、これからも皆さんと古民家のことや中山町のことをお話ししていきたいなと思います。よろしくお願ひします。



●協力隊への問い合わせ先● メール：nakayamanonaka@gmail.com 事務所：中央公民館2階



みんなが良くしようと
やつていますか？

西郷どんの教え その28

「道を行うには差別無し」が原文で、学校生活の中に置き換えて説明すると、係の仕事を持っている人だけが、良い行いをしなさいということではなく、全ての人が良い行いを心がけなければならぬ。学級委員だけが学校やクラスを良くしようと思つても良くならない。といふことらしい。

国連が採択した持続可能な開発目標「SDGs」の達成につながる取り組みが、全国で始まっています。西郷さんが言つてゐる「道」もこの目標のようなものではないだろうか？
では、「道」とは？：中山町の道とは？
今年、第6次総合発展計画が策定されました。2040年を見据えた中山町の将来像を定め基本構想を掲げ、基本構想に基づく取り組みの方向性を今後10年間の基本計画で定めています。

町の将来像
→郷土の誇りを 未来につなぐ
ひとが輝く健幸のまち なかやま
町民みんなで「道」を行い、歩んでい
きましょう！

中山町長 佐藤 俊晴

戸籍のまどぐち（3月分）

九左衛門 春のお雛様展示

ひなまつりは中止となりましたが、3月5日から28日までの期間、旧柏倉家住宅仏間で柏倉九左衛門家古今雛一式と、個人所有の雛人形3点が展示されました。

来場者の中には町外から訪れたお客様も多く、酒田市から足を運んだご夫婦は「明治時代からあるというのに、とても色鮮やかで、今まで大切に保管されていたのだなと思いました。今日は積雪でお庭を見ることができなかったので、また夏や秋に来てみたいです」と話していました。

また、3月5日から7日にかけて、風呂敷ワークショップやお香体験、Oraiカフェ、東北芸術工科大学の学生による岡MAPコレクション2020の展示など、様々なイベントが岡縁里で開催されたほか、惣右衛門では巫女舞いが披露されました。



ガイドスタッフからの説明付きです

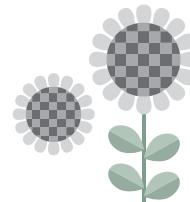
まちの人口（3月末現在）

人口 11,003人（前月比-16人）
(男 5,396人、女 5,607人)

世帯数 3,726世帯（前月比+4世帯）

人の動き 出生 4人 転入46人
死亡 8人 転出58人

お知らせ版



No.1375

住宅用太陽光発電システム 補助金交付事業のお知らせ

※お問い合わせ先

住民税務課住民G

☎ 662-2113

【蓄電池設備（補助対象太陽光発電設備の設置とあわせて設置するものに限ります）】

●補助額　補助対象経費（消費税抜き）の10分の1

●上限額　新築・既築を問わず12万円

※詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

令和3年度の住宅用太陽光発電システム補助金の申請受け付けを開始します。

町では地球温暖化防止を推進し、太陽光エネルギーを利用した発電システムの普及を図るため、中山町の区域内において住宅用太陽光発電システムの設置に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します（国や県の補助制度とは異なる町独自補助）。

【太陽光発電設備（太陽電池モジュール等）】

●補助額　出力1キロワットあたり：

●上限額　2万5000円

▼新築設置：6万円
既築設置：12万円

町では地球温暖化防止を推進し、太陽光エネルギーを利用した発電システムの普及を図るため、中山町の区域内において住宅用太陽光発電システムの設置に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します（国や県の補助制度とは異なる町独自補助）。

中山町高齢者見守り事業 の利用者を募集します

※お問い合わせ先

健康新規介護支援G

☎ 662-2456

利用を希望する場合は申請が必要です。

●対象　町内に住所があり、かつ、ご自宅で生活している75歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方。

(1)一人暮らしの方

(2)寝たきり、または長期入院等の高齢者がいる高齢者のみの世帯の方

※直接手渡し等で受け取りが可能な方を対象としています。

●内容　毎週2回（月・木曜日）、ご自宅に乳酸菌飲料（ヤクルト）を配達し、配達員が安否確認等を行います。

●料金　町が負担します。本人の負担はありません。

●申込方法　申込書に必要事項を記入し、**5月14日（金）**まで健康福祉課に提出してください。今回申込みしていただいた方には夏頃からの配達を予定しています。なお、申込書は健康福祉課と役場総合窓口に用意しています。

町では、令和3年度から、75歳以上の在宅生活を送る方を対象に、定期的に訪問し直接顔を合わせる見守り事業を開始します。これは、高齢者が安心して生活していただくことを目的とするもので、一人暮らしの高齢者のお宅へ乳酸菌飲料の定期的な訪問配達を行い、安否確認をする事業です。

【納税情報】

●軽自動車税（全期）

納期限 4月30日（金）（4月15日納税通知書発送済み）

※口座振替領収書（はがきタイプ）については**5月21日（金）**の発送を予定しています。

【令和2年度課税分口座振替領収書の送付について】

令和2年度課税分の税金（軽自動車税を除く）・保険料について、口座振替をご利用いただいだ方へは、**4月20日（火）**に口座振替領収書（はがきタイプ）を発送しますので、お手元に届いた方は内容をご確認ください。

※お問い合わせ先 住民税務課税務G ☎ 662-2112

※本文中の「G」は「グループ」を省略したものです。

軽自動車税種別割の減免申請について

対象

- ① 身体障害者手帳所持者で以下の等級に該当する方

| 障がいの区分 | 障がいの級別 | |
|--------------------------------------|-----------|-------------------------|
| | 本人運転の場合 | 家族運転・介護者運転の場合 |
| 視覚障がい | 1級から4級まで | |
| 聴覚障がい | 2級から3級まで | |
| 平衡機能障がい | 3級のみ | |
| 音声機能障がい (こう頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る) | 3級のみ | 該当しない |
| 肢体不自由 | 上肢 | 1級から2級の2号まで ※1 |
| | 下肢 | 1級から6級まで 1級から3級1号まで ※2 |
| | 体幹 | 1級から3級、または5級のみ 1級から3級まで |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変 による運動機能障がい | 上肢 | 1級から2級両上肢まで |
| | 移動 | 1級から6級まで 1級から3級両下肢まで |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい | 1級または3級のみ | |
| 肝機能障がい | 1級から3級まで | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | 1級から3級まで | |

※1 2級2号には、障がい級が2級の方のうち、両上肢障がいの方が該当になります。

※2 3級1号には、障がい級が3級の方のうち、両下肢障がいの方が該当になります。

- ② 療育手帳所持者で直近の判定がAの方

- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の方

- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（該当等級についてはお問い合わせください。）

※②、③の方は家族運転と、介護者運転のみ減免対象となります。

※上記のほか、車いす移動車等のように、車の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車を所有している方に対しても減免申請を受け付けますので、該当する方は、下記までお問い合わせください。

※障がいのある方1名につき1台の減免です。また、普通自動車税の減免を行っている方は、軽自動車税種別割の減免申請はできません。

申請期限 4月23日（金）まで

申請場所 住民税務課税務G（役場1階5番窓口）

持ち物

印かん（ゴム印不可）、障害者手帳等、運転免許証、自動車検査証（車検証）の写し、令和3年度軽自動車税種別割納税通知書、申請者の個人番号が記載されているもの（マイナンバーカードまたは通知カード）

※本人以外の方が運転する場合は、上記のほかに証明書等が必要になるため、申請前にお問い合わせください。

※申請者本人以外が窓口に来る際は、窓口に来た方の本人確認ができるものと委任状が必要になります。

※お問い合わせ先 住民税務課税務G ☎ 662-2112

住宅リフォーム支援事業補助金について

- 受付期間 **4月19日（月）～5月14日（金）**
 - 受付予定件数 ▼一般リフォーム…おおむね27件 ▼各世帯要件リフォーム…おおむね3件
※上記受付期間中に予算を上回る申請があった場合は、抽選となります。
 - 補助対象 新・生活様式対応、減災・部分補強、寒さ対策・断熱化、バリアフリー化、克雪化、県産木材使用のいずれかを含む工事
 - 補助内容 ▼一般リフォームは工事費の5分の1補助…上限24万円
▼移住世帯、新婚世帯、子育て世帯のいずれかの要件を満たす場合は工事費の3分の1補助…上限30万円
 - その他の条件
 - ・町税の滞納がないこと。
 - ・工事施工者が県内業者であること。
 - ・申請は同一年度内につき1回限りであること。
 - ・令和4年2月10日までに事業完了報告書を提出すること。
 - その他留意事項
 - ・交付対象となる住宅は中山町内にある専用住宅など（共同住宅の居住の用に供する部分および併用住宅の住宅部分含む）に限ります。
 - ・交付に係る申請は、**工事施工者との契約前の申請が必須**であり、**工事の着手や終了してからの事後申請はできません**。
 - ・工事施工者は**山形県内に本店を有する法人**であること。
 - ・過去にリフォーム補助金の交付を受けた住宅でも**年度が変われば再度交付を受けられます**。
 - ・一般リフォーム補助金と各世帯要件リフォーム補助金の併用はできません。
 - ・申請者以外の方が代理で交付申請する場合は、**委任状の提出が必要です**。
- ※申請様式、補助に関する詳細については町公式ホームページをご覧ください。

ブロック塀等撤去支援事業補助金について

- 地震等によるブロック塀の倒壊被害の発生を防止するため、町内のブロック塀等で一定の要件を満たす撤去または改修工事に対して補助金を交付します。
- 受付は先着順とし、今年度は**5月6日**から申込みを受け付けます。予定件数はおおむね3件で予算に達し次第終了します。事業の概要は下記のとおりです。
- 補助対象 町内に存在し、道路または公共施設等に面する高さが1m以上のブロック塀など（コンクリートブロック、石材、レンガなどにより構成された組積造の塀）を対象にして行う解体または改修工事
 - 補助内容 『工事に要する費用』と『工事するブロック塀等の面積に1m²あたり7,800円を乗じた額』のいずれか少ない額の2分の1
 - 限度額 ▼撤去または改修工事後のブロック塀等の高さが50cm以下となるもの…30万円
▼改修工事後のブロック塀などの高さが1.2m以下となるもの………20万円
※補助内容等詳細についてご不明な点がある場合は、ご相談ください。
 - その他の条件
 - ・工事後に新たなブロック塀等を設置しないこと。
 - ・町税等の滞納がないこと。
 - ・補助金申請年度の3月10日まで実績報告書を提出すること。
 - ・申請は同一年度内につき1回限りであること（1度補助金交付を受けた方でも年度が変われば再度交付を受けられます）。

※交付に係る申請は、工事施工者との契約前の申請が必須であり、工事の着手や終了してからの事後申請はできません。

※申請様式、補助に関する詳細については町公式ホームページをご覧ください。

※お問い合わせ先 建設課建設整備G ☎662-2116

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求を受け付けています

※請求・お問い合わせ先

健康福祉課福祉子育て支援G
☎ 662-2673

●対象 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合

●支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期間 令和5年3月31日（金）まで

（請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなります。）

春季消防演習および春の一斉防火広報について

※お問い合わせ先

総務庁報課危機管理G
☎ 662-5176

●期日 4月18日（日）

【春季消防演習】

●時間 午前9時30分～11時頃

●場所 中央公民館前通りおよび町民グラウンド

●内容 放水訓練、観闘、表彰

【町内一斉広報】

●時間 午前11時頃

●場所 町内

●内容 町消防団の消防車両12台による町内防火広報

●行規制をする時間帯がありますのでご理解とご協力を願います。また、サイレンが鳴る場合がありますが、火事などではありませんのでご注意ください。

●なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となる場合があります。

心配ごと法律相談所を開設します

※予約・お問い合わせ先

社会福祉協議会（保健福祉センター内）
☎ 662-4361

あなたのお悩み、心配ごとに柿崎弁護士が助言します。お気軽にご相談ください。

●日時 4月28日（水）午後1時15分～4時

●場所 保健福祉センター2階研修室

●予約 電話受付（先着5組）

九左衛門（旧柏倉家住宅）のボランティアを募集します

※お問い合わせ先

教育課生涯学習G
☎ 662-2235

●時間 午前9時30分～11時頃

●場所 中央公民館前通りおよび町民グラウンド

●内容 放水訓練、観闘、表彰

●活動場所 九左衛門、惣右衛門
●活動内容 屋内外清掃、草取り、除雪（冬季）、公開ガイドなど

●申込方法 FAX、メールまたは郵送にて、氏名、住所、電話番号、希望する活動内容を記載の上、教育課にお申し込みください。

●その他 ボランティア保険に加入します。

●活動場所 九左衛門、惣右衛門
●活動内容 屋内外清掃、草取り、除雪（冬季）、公開ガイドなど

●申込方法 FAX、メールまたは郵送にて、氏名、住所、電話番号、希望する活動内容を記載の上、教育課にお申し込みください。

●その他 ボランティア保険に加入します。

九左衛門（旧柏倉家住宅）等公開内容変更のお知らせ

※お問い合わせ先

教育課生涯学習G
☎ 662-2235

●4月1日から九左衛門（旧柏倉家住宅）と惣右衛門（旧柏倉惣右衛門家住宅）の公開内容を以下のとおり変更しています。

(1)九左衛門公開日の変更
変更前：金、土、日および祝日
変更後：土、日および祝日

(2)惣右衛門の一般公開休止
変更前：九左衛門と同様に一般公開変更後：当面の間、惣右衛門の一般公開は休止します。惣右衛門の利用を希望される方は教育課にご連絡ください。

ほんわ館開館時間の変更について

※お問い合わせ先

町立図書館ほんわ館
☎ 662-6688

●ほんわ館の開館時間が令和3年度より次のように変更になります。

●4月および11月～3月：午前10時～午後7時

●5月～10月～午前9時～午後7時

歴史民俗資料館を無料公開します

※お問い合わせ先

歴史民俗資料館☎ 662-2175

●九左衛門（旧柏倉家住宅）の公開・管理ボランティア（無償）を募集します。そのため、来院前の検温、マスクの着用、来院時の手指消毒にご協力ください。

●活動までの流れ ①登録申込 ②参加連絡（活動ごとに町からお知らせします） ③活動参加

●日時 5月5日（水・祝）午前9時～午後4時30分

●30分～午後4時30分

政府からのお願い

飲食店の感染リスク低減に ご協力をお願いします！

食事中以外は
マスクを着用

ダメ!

大声を出さない



一人ひとりの
ご協力が大切です



農林水産省

出典：厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_4)

保健カレンダー

※保健事業に関するお問い合わせ先

健康福祉課 健康づくりG ☎662-2836

※各事業については、新型コロナウイルス感染拡大状況により、変更になる場合があります。

| 事業名 | 日時 | 場所 | 対象者等 |
|----------------|-------------------------------|-------------------|---|
| 母子手帳交付 | 4/27(火) 9:00~10:00 | 保健福祉センター | 母子手帳を交付し健康相談を行います。 ●持ち物 印かん、妊娠届出書、個人番号が確認できるもの（個人番号カード、個人番号通知カード等）と本人確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証等） ※この日時で妊婦さん本人の都合がつかない場合はご連絡ください。 |
| 定期健康相談 | 4/27(火) 10:30~11:30 | | 生活習慣病予防・健康診査に関する相談を行います。 |
| 育児相談 【予約制】 | 4/27(火) 10:30~11:30 | | 育児全般について、保健師・助産師・管理栄養士が相談に応じます。前日まで電話でご連絡ください。 |
| 乳児健診 | 4/28(水) 受付時間は個別通知でお知らせします。 | 保健福祉センター 検診ホール | 令和2年5月・令和3年1月生まれのお子さんと前回欠席のお子さん ●持ち物 母子手帳、バスタオル、問診票、新型コロナ対策問診票、交換用おむつ |
| もぐもぐ ごっくん教室 | 5/7(金) 10:00集合 | 保健福祉センター | 令和2年10月～12月生まれのお子さん ●持ち物 母子手帳、おんぶひも、バスタオル、新型コロナ対策問診票 ●内容 離乳食講話など |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------|----------------------------|-------|--------|--------------|-------|----------|--|--|-----------|------------------|----------------------|-----|-----|-----|-----|----|
| ●申込方法 | ●対象 | ●参加費 | ●会員以外 | ●講師 | ●参加費 | ●会員以外 | ●申込締切 | ●開催期間 | ●中央公民館 | ●※お問い合わせ先 | ●「女性学級」 参加者募集 | ●※お問い合わせ先 | ●日時 | ●場所 | ●講師 | ●内容 | |
| 4月28日(水)まで年会 | 町内在住の女性 | 年間500円(ただし材料費がかかる場合のみ自己負担) | 3100円 | 新関さとみ氏 | 婦人会会員:2800円、 | 2800円 | 4月26日(月) | 5月1回、2～3時間程度・毎回案内を配布します。学習会の内容は学級生内で話し合い決定しています(前年度は、町内史跡めぐり、筋力トレーニング、七宝焼きなど)。 | 5月1回、2～3時間程度・毎回案内を配布します。学習会の内容は学級生内で話し合い決定しています(前年度は、町内史跡めぐり、筋力トレーニング、七宝焼きなど)。 | 662-2235 | 662-2235 | 5月8日(土)午後1時30分～3時30分 | 秋葉 | 秋葉 | 秋葉 | 秋葉 | 秋葉 |

婦人会の手作り味噌講座

※お申込み・お問い合わせ先

中央公民館 ☎662-2235
町婦人会 秋葉 ☎662-2051

費500円を添えて中央公民館に申し込みでください。

※第1回学習会は5月19日(水)「さとみの美味しい手作り味噌講座」です。

※新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、事業の変更・中止の可能性があります。

芸術の世界

高橋巨志回顧展を開催します

- 日時 4月29日(木・祝)～5月5日(水・祝) 午前10時～午後5時
- 場所 山形県芸文美術館(アズ七日町2階)全館
- 内容 以前、美術の教師をされていた高橋さんは、現在、アトリエで作品制作に専念しています。舞妓さんを描いて約10年という現在を一区切りに、制作したおよそ100点の作品を展示します。ぜひご覧ください。

※お問い合わせ先 高橋巨志 ☎090-2279-9797

町の魅力を再発見！

中山町には、魅力的な場所やもっと知ってほしい良いモノなどがたくさんあります。
このコーナーでは、そんな町の魅力をお知らせしていきます。

Vol.57

I
アイ
ラブ

中山

春から新たな第一歩

ご卒業・ご卒園おめでとうございます



長崎小学校



中山中学校



なかやま保育園



豊田小学校



ながさき幼稚園（ゆり組）



ながさき幼稚園（すみれ組）

スポーツとフルーツ 伸びゆく町 なかやま

広報
なかやまお知らせ版
NAKAYAMA TOWN INFORMATION

(毎月15日発行)

(毎月1日・15日発行)

令和3年4月15日号

「広報なかやま」「お知らせ版」の文字書体は誰にでも読みやすいユニバーサル書体を使用しています

ご意見用メールアドレス
こちらのQRコードから取得できます。



発 行 中山町 〒990-0492 山形県東村山郡中山町大字長崎120番地

編 集 総務広報課庶務広報グループ

電 話 (023)662-2223 (直通) FAX(023)662-5176

中山町公式ホームページ <https://www.town.nakayama.yamagata.jp>

（「広報なかやま」「お知らせ版」はホームページでもご覧になれます）